

別紙 2

(以下、通知内容)

保証人・学費負担者が災害救助法適用地域に在住の学生の皆様へ

この度は台風による被害に遭われ、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害について早稲田大学では、皆様から被害状況を報告いただくとともに日本学生支援機構「緊急・応急」奨学金の募集のご案内をいたします。

つきましては、次の1・2についてお読みいただき、「被害状況」の報告については所属学部・研究科・学校事務局まで、また「日本学生支援機構奨学金」の申込みについては学生部奨学課までご連絡ください。

なお、この情報は保証人または学費負担者の届出住所が標記の災害救助法適用地域（以下を参照）にある学生宛にお知らせしております。

1. 被害状況の報告について（全学年対象）

以下の災害救助法適用地域出身の方は、被害状況を10月7日（金）までに所属する学部・研究科・学校事務局にご連絡ください。

学費等減免になる場合があります。

連絡先：所属の学部・研究科・学校事務局

大学代表 TEL. 03-3203-4141 に電話をし、案内を受けてください。

締切期日：10月7日（金）まで

2. 日本学生支援機構の緊急・応急（第一種・第二種）奨学金の申込について （学年延長生・標準修業年限内で卒業できない学生および通信教育課程 や科目等履修生の学生は対象となりません）

以下の災害救助法適用地域出身の方を対象に、被災状況により日本学生支援機構の緊急（第一種）・応急（第二種）奨学金の募集がありました。

希望者は、10月7日（金）までに学生部奨学課にお問い合わせください。

※既に第一種・第二種の奨学金を受給している場合は、同種の奨学金に申し込むことができませんので、ご注意ください。

※緊急（第一種）・応急（第二種）奨学金は災害から1年以内でしたら申請が可能ですので、締切に間に合わない場合は奨学課までご連絡ください。

連絡先（希望者のみ）：奨学課

TEL. 03-3203-9701

E-Mail. syogakukin@list.waseda.jp

HP <http://www.waseda.jp/syogakukin/>

※高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は、所属校の事務局にお申し出ください。

【災害救助法適用地域】（9月2日現在）

北海道：帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町
岩手県：盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町

以 上

奨学課ホームページ

日本学生支援機構

北海道・岩手地方の台風による 罹災世帯の学生に対する 緊急・応急(第一種・第二種)奨学金の募集について 記

標記の災害(災害救助法の適用地域は以下を参照)で罹災し、家計が急変(支出が著しく増大もしくは収入が減少)した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用の募集がありました。

希望学生は、10月7日(金)までに奨学課(戸山キャンパス学生会館1階)に相談してください。

- * 緊急・応急(第一種・第二種)奨学金は災害後1年以内であれば申請が可能ですので、締切に間に合わない場合は奨学課までご相談ください。
- * 下記学生は対象となりません。
学年延長生・標準修業年限内で卒業できない学生・通信教育課程・科目等履修生
被害を受けたのが本人または保証人ではない場合(親族は不可)
- * 高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

(適用地域)

北海道：帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町
岩手県：盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町

以上

2016年9月8日
学 生 部 奨 学 課